刑事手続への関与拡充への取組

| | 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (基本法第 18 条関係)

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

【施策番号 125】

警察においては、犯罪被害者等からの被害の届出に対し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な受理に努めている。

(2) 告訴への適切な対応

【施策番号 126】

警察においては、警察本部及び各警察署に「告訴・告発センター」等を設置し、告訴・告発に係る対応の責任者及び担当者を指定することにより、担当課の決定及び受理・不受理の判断が迅速になされる体制を整備している。

また、検察庁においても、告訴・告発への 適切な対応に努めている。

(3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

【施策番号 127】

ア 警察においては、性犯罪被害者が警察への被害の届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ被害の届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について」(令和5年2月27日付け警察庁刑事局捜査第一課長通達)を都道府県警察に発出し、医師等が診療時に性犯罪被害者から証拠資料を採取するための資機材(性犯罪証拠採取キット)の整備を推進するために必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等を推進している。令和6年4月現在、46都道府県において性犯罪証拠採取キットを整備している。

【施策番号 128】

イ 警察においては、産婦人科医会等との ネットワークを活用するなどして、性犯罪 被害者からの証拠資料の採取方法を医師等 に教示している。

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号 129】

検察庁においては、犯罪被害者等の希望に 応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述等の内容を 説明するとともに、原則として、冒頭陳述等 の内容を記載した書面を交付している。

また、法務省・検察庁においては、これらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正な運用に努めている。

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及 び閲覧請求への適切な対応

【施策番号 130】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P84【施策番号139】参照)等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、当該刑事事件が係属中であっても、原則として閲覧・謄写が可能である旨を周知している。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)の閲覧に際し、犯罪被害者等に対して被告人、証人等の住所を開示することの許否については、裁判の公正を担保する必要性と開示により生じるおそれのある弊害等を比較衡量して判断すべきものであるところ、犯罪被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

令和5年中に犯罪被害者等に対して公判 記録の閲覧・謄写を認めた事例の延べ数は、 1,224 件であった。

公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
令和元年	1,195
令和2年	1,154
令和3年	1,364
令和4年	1,203
令和5年	1,224

(注)

- 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
- 表中の数値は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において 被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数及び同種余罪の被 害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数の合計である。
- 3 事例数は、事件の終局日を基準に計上している。

提供:法務省

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の 充実

【施策番号 131】

ア 法務省・検察庁においては、会議や研修 等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等の意 見が適切に刑事裁判に反映されるよう、検 察官が犯罪被害者等と適切な形で十分な意 思疎通を図るべきことについて、検察官等 への周知に努めている。

【施策番号 132】

イ 検察庁においては、公判前整理手続等の 経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望 に応じ、検察官が適宜の時期に必要な説明 を行うとともに、被害者参加人等が公判前 整理手続等の傍聴を特に希望する場合にお いて、検察官が相当と認めるときは、当該 希望を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を 行うよう努めている。また、犯罪被害者等 が公判の傍聴を希望する場合には、その機 会ができる限り得られるよう、公判期日の 設定に当たり、必要に応じて当該希望を裁 判所に伝えるよう努めている。

さらに、法務省・検察庁においては、検 察官等に対する研修において犯罪被害者等 の保護・支援に関する講義を行うなどして、 犯罪被害者等との意思疎通の重要性に関す る検察官等への周知に努めている。

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号 133】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍 聴者等にも訴訟手続の内容が理解できるよ う、難解な法律用語の使用をできる限り避け たり、プレゼンテーションソフト等を活用し て視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国 民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めて いる。

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する 安全への配慮の充実

【施策番号 134】

P59【施策番号 80】参照

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意 見聴取等

【施策番号 135】

法務省・検察庁においては、会議や研修等 の様々な機会を通じ、検察官が上訴の可否を 検討するに当たって犯罪被害者等の意見を適 切に聴取するよう、検察官等への周知に努め ている。

(10) 少年保護事件に関する意見聴取等に 関する各種制度の周知

【施策番号 136】

法務省・検察庁においては、会議や研修等 の様々な機会を通じ、検察官等に対し、少年 保護事件に関する意見の聴取制度、犯罪被害 者等による記録の閲覧・謄写制度及び家庭裁 判所が犯罪被害者等に対して少年審判の結果 等を通知する制度を周知しており、検察官等 が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行 うことができるよう努めている。

また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯 罪被害者の方々へ により、これらの制度を 犯罪被害者等に周知している(P84【施策番 号 139】参照)。

少年保護事件に関する意見の聴取等の運用状況

	意見聴取		記録の閲覧・ 謄写		審判結果など の通知	
年次	申出の あった 人数	認めら れた人 数	申出の あった 人数	認めら れた人 数	申出の あった 人数	認めら れた人 数
令和元年	251	240	925	903	870	869
令和2年	254	248	927	887	841	840
令和3年	272	266	821	800	780	779
令和4年	248	236	772	747	748	741
令和5年	289	279	950	926	938	927

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
- 2 意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果などの通知の申出のあった人数は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

提供:法務省

(1) 少年審判の傍聴制度の周知

【施策番号 137】

法務省・検察庁においては、犯罪被害者等に対し、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の状況を説明する制度を周知している(P84【施策番号139】参照)。

少年審判の傍聴等の運用状況

	少年審判の傍聴の 実施状況		少年審判の状況説明制度 の実施状況		
年次	傍聴の対象 となった事 件数	傍聴を許可 した事件数 (人数)	申出のあった人数	認められた 人数	
令和元年	51	20 (37)	294	280	
令和2年	60	28 (51)	313	301	
令和3年	67	24 (50)	326	317	
令和4年	74	29 (60)	286	275	
令和5年	52	19 (40)	385	374	

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
- 2 少年審判の傍聴の実施状況の傍聴の対象となった事件数は、その年に終局決定のあった事件数である。
- 3 少年審判の状況説明制度の実施状況の申出のあった人数は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。

提供:法務省

(12) 日本司法支援センターにおける支援 に関する情報提供の充実

【施策番号 138】

法テラスにおいては、国民への制度周知の

ための取組として、犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714) において、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、刑事手続に関与するための情報等を提供しているほか、法テラスの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、同ダイヤルへたどり着きやすくするための専用ページ (犯罪被害者支援専用ページ2次元コード参照)を設けている。

さらに、国民に分かりやすい表現を心掛けた、犯罪被害者支援やストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者への支援に関するリーフレット等(法テラスウェブサイト「刊行物」: https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html)を地方公共団体等に配布し、窓口に備え付けるよう依頼している。また、関係機関・団体の機関紙に法テラスの活動を紹介する記事の掲載を依頼するとともに、SNSを活用した広報を行っている。

犯罪被害者支援ポスター



提供:法務省



提供:法務省

犯罪被害者支援専用ページ2次元コード



提供:法務省

(13) 刑事に関する手続等に関する情報提 供の充実

【施策番号 139】

ア 法務省においては、被害者参加制度、少 年審判の傍聴制度等の犯罪被害者等の保 護・支援のための制度について分かりやす く解説した、犯罪被害者等向けパンフレッ ト「犯罪被害者の方々へ」(https://www. moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html、法務 省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」2 次元コード参照)を全国の検察庁に配布し、 検察官が犯罪被害者等から事情聴取を行う 際に必要に応じて手渡しているほか、各種 イベントで配布するなどしている。同パン フレットは、法務省及び検察庁ウェブサイ

ト上にも掲載している。

また、犯罪被害者等向けDVD「あな たの声を聴かせてください」を全国の検察 庁に配布し、犯罪被害者等に対する説明に 活用しているほか、YouTube 法務省チャ ンネル (https://www.youtube.com/ watch?v=J49bOdmpR2Y) で配信してい る。

警察においては、「被害者の手引」の内 容の充実を図っている(P116【施策番号 218】参照)。

犯罪被害者等向けパンフレット



提供:法務省

法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」 2次元コード



提供:法務省

【施策番号 140】

イ 警察においては、その実情に応じ、英語、 中国語等の外国語版の「被害者の手引」を 作成・配布しているほか、ウェブサイトへ の掲載情報の充実にも努めている。

被害者の手引



被害者の手引 (交通事故事件用)



被害者の手引(外国語版)



【施策番号 141】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害の ある犯罪被害者等に対する情報提供を行う ため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯 罪被害者の方々へ」について、日本語版に 音声コードを導入したほか、英語版や点字版を作成し、全国の検察庁や点字図書館等に配布している。また、全編に字幕を付した犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、聴覚障害のある犯罪被害者等に対しても情報提供を行っている。

(14) 刑事に関する手続等に関する情報提供 の充実及び司法解剖に関する遺族への適 切な説明等

【施策番号 142】

都道府県警察においては、検視及び司法解 剖に関する手続の内容等を盛り込んだパンフ レットを作成・配布し、遺族に対する適切な 説明や配慮に努めている。

また、検察庁においては、捜査や公判に及 ぼす支障等にも配慮しつつ、犯罪被害者等に 対し、検視及び司法解剖に関する情報提供を 必要に応じて適切に行っている。

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠 物件の適正な返却又は処分の推進

【施策番号 143】

警察においては、検察庁と連携し、捜査上 留置の必要がなくなった証拠物件の還付方法 について犯罪被害者等と協議し、その意向を 踏まえた上で迅速に返却又は処分をするよう 努めている。

(16) 証拠品の適正な処分等

【施策番号 144】

検察庁においては、犯罪被害者等以外の者から押収した証拠品が犯罪被害者等の所有に係る物である場合、犯罪被害者等に還付の希望の有無を確認しており、還付を希望するときは、被差押人又は差出人を説得し、当該証拠品が犯罪被害者等に還付されるよう努めている。被差押人等が犯罪被害者等への還付に応じない場合には、当該証拠品の処分に先立って犯罪被害者等と連絡を取るなどして、

犯罪被害者等が所有権を行使する機会を確保 している。

また、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮 しつつ、証拠品の早期環付を含めた処分につい て慎重に検討し、必要に応じて還付の時期、方 法等について犯罪被害者等に対して説明する など、事案に即した適正な運用に努めている。

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

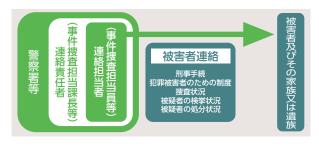
【施策番号 145】

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要 領|(令和5年7月10日付け警察庁刑事局 長等通達別添) に基づき、被害者連絡が確 実に実施され、犯罪被害者等に対する情報 提供が適切に行われるよう、都道府県警察 を指導している。

また、都道府県警察においては、交通事 故被害者等の心情に配慮した適切な対応が 行われるよう、交通事故に関する被害者連 絡を総括する者として都道府県警察本部に 設置された被害者連絡調整官等が、警察署 の交通捜査員に対する指導・教育を行って いる。

さらに、被害者連絡等を通じて把握し た犯罪被害者等の置かれている状況やニー ズのうち、民間被害者支援団体や他の行政 機関と共有すべきものについては、犯罪被 害者等の同意を得た上で情報提供を行うな ど、関係機関・団体との連携を図っている。

被害者連絡制度の概要



【施策番号 146】

イ 法務省・検察庁においては、会議や研修 等の様々な機会を通じ、捜査に及ぼす支障 等も考慮しつつ、必要に応じて捜査に関す

る情報を捜査段階から犯罪被害者等に提供 するよう、検察官等への周知に努めている。

○ 海上保安庁においては、捜査や公判に 支障を及ぼしたり、関係者の名誉等を不 当に侵害したりするおそれのある場合を 除き、捜査に関する情報を犯罪被害者等 に提供している。

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の 一層の推進等

【施策番号 147】

警察においては、都道府県警察本部の交通 事故事件捜査担当課に設置された交通事故事 件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運 転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等 が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難 な交通事故等について、組織的かつ重点的な 捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識 活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基 本である実況見分等に関する教育の充実を 図っている。

警察庁においては、交通事故等の真実を知 りたいという交通事故被害者等の要望に応え るため、交通事故鑑識官養成研修をはじめと する研修を実施し、交通捜査員の知識・技能 の向上を図るとともに、客観的証拠に基づい た事故原因の究明を図るため、ドライブレ コーダー等の映像記録や3Dレーザースキャ ナ等の活用を推進している。

交通鑑識



(19) 交通事件に関する講義の充実

【施策番号 148】

P73【施策番号 115】参照

② 検察官に対する児童及び女性の犯罪 被害者等への配慮に関する研修の充実 【施策番号 149】

P73【施策番号 114】参照

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供 (施策番号 150)

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護 の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不 起訴記録の開示制度の弾力的な運用に努め ている。

不起訴記録は非公開が原則であるが、交 通事故に関する実況見分調書等について は、裁判所からの送付嘱託又は弁護士会か らの照会がなされた場合において、開示が 相当と認められるときは、これに応じてい る。また、被害者参加制度の対象となる事 件の被害者等については、当該事件の内 容を知ること等を目的とする場合であって も、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者 のプライバシーを侵害したりしない範囲 で、実況見分調書等の弾力的な開示に努め ている。さらに、被害者参加制度の対象と ならない事件の被害者等についても、民事 訴訟等において損害賠償請求権その他の権 利を行使して被害を回復するため必要と認 められる場合には、捜査や公判に支障を及 ぼしたり関係者のプライバシーを侵害した りしない範囲で、実況見分調書等を開示し ている。

不起訴記録の弾力的な開示等については、会議や研修等の様々な機会を通じて、 検察官等への周知に努めている(公判記録 については、P81【施策番号130】参照)。

【施策番号 151】

イ 検察庁においては、関係者の名誉等の保 護の要請や捜査に及ぼす支障等にも配慮し つつ、検察官が犯罪被害者等の希望に応じ、 不起訴処分の裁定前後の適切な時期に、当 該処分の内容及び理由について十分な説明 を行うよう努めている。また、法務省・検 察庁においては、会議や研修等の様々な機 会を通じて、犯罪被害者等の保護・支援等 に関する講義を行うなどして、犯罪被害者 等に対する不起訴処分に関する説明につい て、検察官等への周知に努めている。

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

【施策番号 152】

検察庁においては、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度が平成21年5月に施行されたことに伴い、起訴議決に至った事件について、裁判所が指定した弁護士に対する協力を行うなど、適切な運用に努めている。同年から令和5年までの間、検察審査会の起訴議決があり公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は11人である。

② 受刑者と犯罪被害者等との面会・信 書の発受の適切な運用

【施策番号 153】

法務省においては、平成18年に、それまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとする旨の指針を示している。その後、受刑者と犯罪被害者等との面会が実施されるなど、刑務所、拘置所等の刑事施設において、当該指針を適切に運用している。

(24) 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

【施策番号 154】

ア P70【施策番号 101】参照

【施策番号 155】

イ 法務省においては、少年鑑別所や少年院

に収容されている少年について、収容中に 得られる情報に加え、家庭裁判所、保護観 察所等の関係機関や保護者から得られる情 報についても、当該少年の少年簿に記載し、 保護処分の執行に活用している。平成19 年12月からは、犯罪被害者等に関する事 項について必要な情報の一層の収集及び記 載ができるよう、少年鑑別所や少年院にお いて犯罪被害者等に関する事項を把握した 際にも少年簿に記載することとした。

また、令和5年12月から刑の執行段階 等における犯罪被害者等の心情等の聴取・ 伝達制度の運用が開始されたところ、少年 鑑別所における鑑別で得られた犯罪被害者 等に関する情報や同制度の実施状況等につ いては、少年簿のうち必要な箇所に記録し、 当該少年の処遇に携わる職員への情報共有 がより確実に行われるよう努めている。そ のほか、令和6年2月に施行された刑事訴 訟法等の一部を改正する法律により、犯罪 被害者等が個人特定事項を秘匿する措置の 対象とされた場合は、少年簿にその旨を記 載するなどして秘匿すべき情報等の管理を 徹底している。

【施策番号 156】

ウ 刑事施設及び少年院においては、令和5 年12月から、刑の執行段階等における犯罪 被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用 を開始した。同制度は、受刑者及び在院者 の矯正処遇や矯正教育において犯罪被害者 等の心情等をより直接的に反映し、被害者 の立場や心情への配慮等を一層充実させる とともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深 めさせ、その改善更生等を効果的に図ろう とするものであり、法務省においては、本 制度の安定的な運用に努めるとともに、犯 罪被害者等に十分に寄り添った運用となる よう、同制度の広報や関係機関・被害者支 援団体等との関係構築等も進めている(P 89トピックス「矯正施設における被害者等 の心情等の聴取・伝達制度について」参照)。

【施策番号 157】

エ 法務省においては、性犯罪者等の特定の 犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対す る専門的処遇プログラムの内容の充実等を 図るとともに、犯罪被害者等の視点に立っ て、自己の考え方等を見直させる課題を含 む当該プログラムの受講を、保護観察にお ける特別遵守事項として設定するなどし て、適切に対応している。令和5年中に特 別遵守事項により専門的処遇プログラムを 開始した人員は、性犯罪再犯防止プログラ ムが846人(前年:792人)、暴力防止プ ログラムが 282 人 (前年: 229 人)、飲酒 運転防止プログラムが 189 人(前年:193 人) であった。また、保護観察対象者に対 し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯 罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に 対応するよう促すため、しょく罪指導を適 切に実施している(しょく罪指導について は、P71【施策番号 104】参照)。

【施策番号 158】

オ 保護観察所においては、犯罪被害者等の 申出に応じて犯罪被害者等から被害に関す る心情、犯罪被害者等の置かれている状況 等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制 度(心情等伝達制度)において、当該対象 者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の 情を深めさせるための指導監督を徹底して いる。

令和5年中に同制度に基づいて心情等を 伝達した件数は、154件であった。

また、令和4年6月に成立した刑法等の 一部を改正する法律により改正された更生 保護法(以下「改正更生保護法」という。) が令和5年12月に施行されたことに伴い、 保護観察対象者に伝達する場合に限らず、 犯罪被害者等からの申出に応じて犯罪被害 者等の心情等を聴取すること(心情等伝達 制度を心情等聴取・伝達制度とすること) とされ、その適正な運用を図っている。

法務省においては、「更生保護の犯罪被



矯正施設における被害者等の心情等の聴取・ 伝達制度について

1 制度概要

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により新たに導入された制度であり、令和5年12月1日からその運用を開始したものである。その目的は、受刑者の矯正処遇等において被害者や御遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることにある。

2 制度の利用方法・流れ

本制度は、①申出のあった被害者等の心情等を聴取し、②その心情等を受刑者等に伝達するとともに、③矯正処遇等に活かしていくものであるが、制度のおおまかな流れは以下のとおりである。なお、本制度の導入に伴い、全国の施設に担当職員を配置しており、受付から伝達までの各事務については、当該職員が中心となって行うこととしている。

まず、制度利用の申出については、被害者等の利便性にも配慮し、全国の施設において受付を実施している。申出を受理すると、聴取を行う日時・場所等について、被害者等の御意向を踏まえながら調整を行っていく。なお、聴取を行う場所については、受付と同様に、全国の矯正施設で対応可能としている。

聴取については、原則として□頭で行われ、職員において、被害者等の確認を得ながら、書面に まとめていく。聴取に当たっては被害者等の希望等に応じて、第三者が同席する場合もある。

伝達については、聴取後速やかに実施することとしており、加害者に対して聴取書面を読み聞かせる方法で行われる。

伝達まで終わると、その日時や内容について、被害者等に書面により通知を行う。なお、事前に被害者等に希望があった場合には、伝達した際に受刑者等が述べたこと等についても、併せて通知を行っている。

本制度により聴取された心情等は、受刑者等に対する矯正処遇等に反映していくこととなる。具体的には、例えば、受刑者等の処遇要領等における個別の目標として被害者等の心情等の理解や被害弁償等に関する内容を設定した上、在所・在院期間を通じて継続的に個別面接やグループ指導等を行い、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導等を行うとともに、社会復帰支援を行う際にも被害者等の心情を考慮することとなる。

3 制度の更なる利用に向けて

運用開始から6月間における全国施設での利用状況は、下表のとおりである。

本制度の利用は、受刑者等が矯正施設に収容されている期間に限られることから、被害者の方々において、本制度を知らなかったために、利用することができなかったといったことのないよう、制度広報を適切に行っていく必要がある。

現在においても、ポスターの配布や専用ウェブサイトによる制度広報を進めているが、今後は、 関係機関等とも連携しながら、更なる制度広報に努めていく。

制度利用に向けて

制度の利用状況

	刑事施設	少年院	合計
受理	4 4件	15件	5 9 件
聴取	3 6件	14件	5 0 件
伝達	3 2件	10件	4 2件

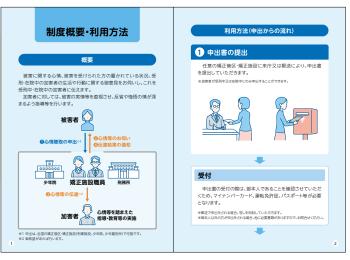


※ 令和5年12月1日から令和6年5月31日までの6か月間における集計値(矯正局公表資料)

制度広報

~ パンフレット・リーフレットの配付 ~





~ 制度ウェブサイト ~



https://www.moj.go.jp/ KYOUSEI/SHINJO/

害者等施策の在り方を考える検討会」報 告書等を踏まえ、同月から、これまでに制 度を利用した方が再度制度を利用する際に は、本人確認資料の提出を省略するなどの 同制度に係る手続の負担軽減を図るととも に、更生保護における犯罪被害者等施策に 関するパンフレットやリーフレットの刷新、 広報用動画の制作、相談受付フォームの設 置等により、犯罪被害者等による同制度へ のアクセス向上を図っている。

また、令和4年10月から、しょく罪指 導プログラムの内容を充実させるとともに、 実施対象を拡大した改定後のプログラムを

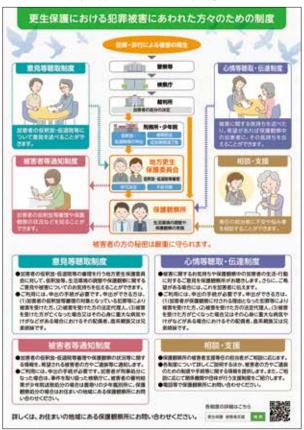
実施している (P71【施策番号 104】参照)。

心情等聴取・伝達制度の運用状況

年次	心情等聴取・伝達件数
令和元年	158
令和2年	155
令和3年	182
令和4年	170
令和5年	154

提供:法務省

更生保護における各種制度



提供:法務省

(25) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

法務省においては、更生保護における犯罪 被害者等の思いに応えるための制度等とし て、次の事項について、改正更生保護法に基 づく保護観察処遇の充実を図っている。

【施策番号 159】

ア 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、これまでも、保護観察等の措置をとるに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮しているところ、改正更生保護法にその旨が明記されたことを踏まえ、一層適正な運用を図っている。

【施策番号 160】

イ 改正更生保護法により、犯罪被害者等の 被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、 必要な指示等の措置をとることが保護観察 対象者に対する指導監督の方法として加えられ、また、犯罪被害者等の被害を回復し、 又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことから、これらに基づく指導監督の充実を図っている。

【施策番号 161】

ウ 地方更生保護委員会においては、これまでも、犯罪被害者等の申出に基づき、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、犯罪被害者等から加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取していたところ、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見についても併せて聴取することが改正更生保護法に明記されたことを踏まえ、仮釈放等審理はもとより、生活環境の調整やその後の保護観察処遇においても、犯罪被害者等の意見等をより一層考慮し、適正に実施している。

また、令和4年4月以降、収容中の特定 保護観察処分少年について新たに設けられ た退院審理についても、本制度の対象とし ている。

【施策番号 162】

エ 法務省においては、令和4年4月から、 保護観察対象者に対し、具体的な賠償計画 を立て、犯罪被害者等に対しての慰謝の措 置を講ずることを生活行動指針として設定 し、これに即して行動するよう保護観察官 等が指導すること等を内容とする運用指針 に基づき指導の充実を図っている。

② 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈 放等審理の実施

【施策番号 163】

地方更生保護委員会においては、犯罪被害 者等の申出に基づき、仮釈放又は少年院から の仮退院を許すか否かに関する審理におい て、犯罪被害者等から加害者の仮釈放等に関

する意見等を聴取し、仮釈放等の許否の判断 に当たって当該意見等を考慮するほか、仮釈 放等を許可する場合には、当該意見等を特別 遵守事項の設定に当たり参考としている。

また、令和4年4月以降、収容中の特定保 護観察処分少年について新たに設けられた退 院審理についても、本制度の対象としている。

令和5年12月の改正更生保護法の施行に 伴い、犯罪被害者等から生活環境の調整及び 仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見に ついても併せて聴取することとされ、生活環 境の調整やその後の保護観察処遇において も、犯罪被害者等の意見等をより一層考慮し、 適正に実施している。

同年中に意見等聴取制度に基づいて意見等 を聴取した件数は、305件であった。

意見等聴取制度の運用状況

年次	意見等聴取件数
令和元年	336
令和2年	311
令和3年	329
令和4年	310
令和5年	305

提供:法務省

② 更生保護官署職員に対する研修等の 充実

【施策番号 164】

法務省においては、地方更生保護委員会の 委員をはじめとする更生保護官署職員を対象 とする研修において、犯罪被害者等の意見等 を仮釈放等の審理に適切に反映させるための 講義を実施しており、犯罪被害者等施策に関 する内容のほか、犯罪被害者等の心情や置か れている状況等について理解の増進を図るた め、その講義内容の充実を図っている。

矯正施設職員に対する研修等の充実 【施策番号 165】

矯正研修所においては、新規採用職員、幹 部要員等を対象とする研修において、「犯罪 被害者の視点」等の科目を設けるとともに、 被害者等の心情等の聴取・伝達制度を担当す る職員を対象として、犯罪被害者等の心情や 置かれている状況等に関する理解の増進を図 るため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に 招くなど、研修内容の充実を図っている。

講演録

あなたが突然、犯罪被害者遺族になったら …

寺輪 悟 (犯罪被害者御遺族)

はじめに

娘の事件が起きた当時、三重県では、犯罪被害者支援条例もなく、いろいろな苦労がありました。 事件に遭う、そんな世界とは全く無縁でした。

事件から 10 年、いろいろな苦しみや困難が私たち犯罪被害者遺族にはありました。私の経験が、今後の全国における犯罪被害者支援の発展に役立てられればと思い、僭越ながらお話をさせていただきます。

私が一番お伝えしたいことは、いつ犯罪被害者、犯罪被害者遺族になるか分からないという現実があるということです。話を聞く上で、皆さんの頭の中に、お父さん、お母さん、恋人、誰でもいいです。もしこれが自分の身に起きたことならどうなるのだろうと頭に入れながら聞いてくれれば幸いです。

●事件の発生

私は事件当時 45 歳の自営業、妻は 45 歳の看護師でした。お兄ちゃんは大学 1 年生、長女は高校 2 年生、博美は中学 3 年生でした。どこにでもいる平凡な普通の家族でした。

博美は平成25年8月25日の花火大会の日に、三重県朝日町の路上で、当時18歳の少年に鼻と口を背後から手でふさがれ、空き地に連れ込まれて殺害されました。娘は誕生日を迎えたばかりの15歳とたった3日でした。

一緒に花火を見に行った友達にも声をかけたのですが、「花火が終わったあとは普通に別れたよ。 帰ったはずだよ」と。何か事件に巻き込まれたのではと思い、深夜にもかかわらずその足ですぐ警察署に行きました。

警察官の対応はすごく良く、すぐ捜索願を受理してもらい、こまめに捜査内容を連絡してくれました。最後にくれた1本の電話で「博美さんとよく似た年頃の御遺体が発見された」と連絡がありました。私はすぐ仕事を切り上げ、自宅に帰ろうとしましたが、家が近づくにつれ、生活道路は規制線が張られて通行止め、赤色灯を回した警察車両が列を成し、私はただごとではないと思いました。しかしまだ心の底では、人違いであってほしいと強く願っていました。

私と妻とお姉ちゃんとでお兄ちゃんを待ち、警察署に行きました。警察署に着いた途端、マスコミ各社がものすごい数いました。密室で2時間ぐらい閉じ込められたと思います。今思えば、私たちをマスコミから守ってくれたと感謝しています。それから死体安置所まで向かいました。

到着すると、今まで嗅いだことのないようなものすごいにおいが私の鼻をつきました。今でもそのにおいは鼻から取れません。

人の遺体を見るのは初めてでした。まさかそれが自分の探していた娘になるとは夢にも思っていませんでした。私はお兄ちゃんとお姉ちゃんには、とっさに判断し、「車で待っていろ。私と妻で先に確認しに行く」と言って、部屋の中に入っていきました。係の人が白い袋を開けた途端、見るも無残な変わり果てた遺体がありました。それでも、ひと目見た瞬間、探していた博美だということはすぐに分かりました。

私と妻は「間違いなく私の娘です」と言ってその場をあとにしました。表に出ると、お兄ちゃん もお姉ちゃんも「私も会いたい」「俺も会いたい」と。しかし、どうしてもあの姿は、お兄ちゃん とお姉ちゃんには見せられなかった。それだけひどい状態だったのです。半ば無理やり、力ずくで 車に押し込み、「なぜだ!なぜだ!」とお兄ちゃんは私をどつき、お姉ちゃんも私に突っかかって きました。

●犯人逮捕

平成26年3月2日、少年が逮捕されました。現在、少年はもとより、少年の家族からの謝罪は もちろん、1本の電話や1通の手紙もありません。

襲って倒れている博美を置いて現場から立ち去った時、少年は何を感じていたのか。良心もなかっ たのか。私は後の裁判で、加害者の少年から「立ち去る時は博美が生きていた」と証言されたこと が大変悔しかったです。博美をひどい目に遭わせておきながら、少年は半年以上平静を装い、普段 通りの生活をし、自分のことばかり考えていた身勝手極まりない犯行です。

●様々な困難

一番初めに大変だったのはマスコミ対策でした。家中を報道陣が取り囲んでいました。私たちは 家に入れず、4人でビジネスホテルに泊まりました。テレビをつければ報道番組が勝手な模索をし、 ありもしないことを報道していました。顔写真やプリクラ、一気に日本中に放送されました。葬儀 場の中にまで、友人のふりをして入ってくる者もいました。1日にして、日本中に寺輪博美という 名前は知れ渡りました。

次に、私たち4人家族は、自分たちでは動くことも、食べることも、寝ることも、時間も、全く 関係なくなりました。私は1か月で17キロ痩せ、ストレスで歯も3本抜けました。

その頃、犯罪被害者支援センターのサポートがすぐに入ってくれました。動けない私たちを半ば 無理やり担ぎ、車に乗せ、精神病院に連れて行かれました。その精神病院が、私たちが社会復帰を するのに、ものすごく威力を発揮したことを私は痛感しています。

悲しみを小さくするにも個人差があるようです。私も長男も長女も構わず当たり散らしていまし たが、妻だけは気丈に振る舞っていました。私たちはそれに全く気付きませんでした。自分のこと ばかり考えていました。

少しずつですが、一人一人が社会に関わりを持ち、世に出ていこうという時に、ようやく妻は博 美と心ゆくまで向き合えるようになったのだと思っています。泣きたい時に泣けない、悲しい時に 悲しめない、感情を押し込んだ場合、悲しみの大きさが小さくなるのは、非常に遅くなるそうです。 妻は外に出られるようになるのに6年かかりました。妻に目いっぱい悲しませてやれなかったこと がなかなか社会復帰できなかった要因だと思っています。

そして、生活していくにはお金がかかるという現実があります。電気、ガス、水道、家賃、市・ 県民税から全て事件に関係ありません。貯蓄がなければ、悲しんでもいられない現実もあります。 国が私たちにしてくれたのは、320万円、それだけです。

当時、県にも市にも条例はありませんでしたから、何もしてくれませんでした。つらいことが あっても、自力で頑張ってください。そう言われているような気がして、当時は何も思いませんで したが、今思うと非常に冷たいな、寂しいなと思っています。

●刑事裁判

犯人が捕まってからは裁判という苦しい日々が始まります。犯人は、当時 18 歳の少年でした。 少年法改正前の事件です。

初めて私がこの男に会ったのは家庭裁判所です。私は顔を見るなり、すぐさま殴りかかりにいきました。しかし加害者は看守3人に守られていました。

残念なことに起訴事実は殺人に持っていくことはできませんでした。最初の逮捕容疑は強盗殺人。 しかし殺意が認定できず、博美は死んでいますから、博美の言い分は聞けない。加害者の言うこと ありき。検察側は、強制わいせつ致死と窃盗、かなり落とされた罪で起訴しました。

そして、少年は裁判員裁判で9年の不定期刑となりました。最高 10 年の不定期刑にもならず、1 年減刑されました。裁判官、検察官にとってはひとつの事件に過ぎないかもしれませんが、私たち家族にとっては一生に一度の、重要な、重大な裁判でした。

この裁判は殺された博美の無念、遺族が仇を取る裁判とは違う、生きている加害者の刑をみんなで決める裁判だと、素人の私でも気付きました。そこに犯罪被害者の想いは全く入っていませんでした。

●仮釈放

令和4年10月、刑期満了が近いということで、男が収容されている刑務所の管轄する保護観察 所から仮釈放に関する書類が送られてきました。

少年が収監されて以降、一度も博美に対する謝罪の意を表したことがないこと、全く誠意や反省が見受けられないことを理由に反対意見を出しました。最初に来たのが、刑事施設の長から仮釈放を許すよう申し入れましたと。次に意見陳述をするなら、意見等陳述書を1通書けという書面が来ます。

令和5年1月、仮釈放が許可されませんでしたと通知が来ました。私はすごく喜びました。もう出ることはないだろう。8か月しかないんだからと思っていたら、3か月目にまた届きました。これも同じ文面です。今回は仮釈放が許可されました。「今までの手続は何だったんですか」ということを保護観察所に電話して聞きました。しかし、まともな回答は返ってきませんでした。私たちはこの仮釈放を鵜呑みにするしかありませんでした。

●民事裁判

刑事裁判後、少年やその両親に足かせをつけようと民事裁判も起こしました。民事裁判でも起こさなければ、加害者とどういうようにつながるのか。そういう裁判所の手続ひとつで唯一加害者とつながっているのです。

博美に対しての損害賠償請求は 7,700 万円。 1 円ももらっていないし取れるわけもない。損害賠償請求というものは、10 年の時効があり、10 年たつ前に、こちら側が裁判をかけなければいけない。私は加害者が 7,700 万円という負債がなくなり、身軽に人生を歩くことがどうしても許せない。取れるわけがなくても、私はまた裁判を起こすでしょう。そうでもしなければ、加害者が楽になるような気がするのです。それがどうしても悔しい。

刑務所にいる間、それは自分がしたことについての罰であって、刑務所を出てからが償いだと思っています。しかし世間では、刑務所を出れば全て許された風潮がはびこっていると思います。私はそれをどうしても許すことができません。

損害賠償の立替制度や再提訴費用についても、自治体として機能しているところはほんの数箇所ですが、国に対しても導入を求めている状況もあります。この制度があれば、被害者遺族が何年にもわたり、加害者に請求し続ける苦しみから解放されること。加害者のことを考えなくてもいい。心の負担が、ストレスが、どんなに激減されるんだろうと、犯罪被害給付金の増額だけではなく、この点についても今後議論していただきたい。

●周囲・地域の支え

最初に助けてくれたのは仲間でした。私は途中で独立しましたが、社長は家族4人が3年間暮ら せるぐらいのお金を用意してくれました。すごく心強かったです。「これだけあれば、しばらく休 めるだろう。何年たってもいい。必ず戻ってこいよ」と。

妻も看護学校を出てから、一人の院長についていました。夫婦で来てくれて、「マスコミが大変 なら、私たちの使っていない別荘がある。好きなだけいたらいい」と。そして現金も置いていって くれました。

お兄ちゃん、お姉ちゃんもそうです。みんなが顔を見に来てくれました。とりあえず顔が見たい と。悲しい時、つらい時に抱き合える友人がいた、これはかなりの救いになりました。自分の職場 から理解をされること、単に経済的に助けられたということではなく、社会の中で孤立していない、 一人じゃないというのが安心感につながりました。

しかし、母子家庭、父子家庭、周りから嫌われている人、友達がいない人、その人たちはどうな のでしょう。犯罪に巻き込まれ、ましてや遺族になれば、受ける悲しみは同じなのに、なぜ開きが あるのか。私はどうしても納得できませんでした。

いろいろ模索した結果、犯罪被害者支援条例がないことに気付き、県に働きかけ、29 市町 1 軒 1軒まわり、時間もかかりましたが、今では全ての 29 市町、県に、要綱もありますが、一応条例 はつくっていただきました。

条例のある県とない県では、事件後の遺族の社会復帰に大きな差がある。住んでいる県によって 格差があってはならない。遺族の悲しみは同じです。自分の住んでいる自治体、県を頭に、市町村、 そこに条例があればどんなに心強いことかと私はつくづく思います。

●おわりに

犯罪被害者として、この10年間苦しみ続けてきた。これから先どんな苦しみが待っているか。 いつまで皆さんの前で私は話ができるのでしょうか。今一度御自身のことに置き換えて考えていた だきたい。私のように声を上げる犯罪被害者遺族は限りなく少ないと思っています。声を上げなけ れば皆さんが気付いてくれない。それが大変残念でならないことです。

私は娘を奪われ、守れなかった自分を責め、崩れていく自分の精神、ほかの家族を支えることも ままならない、自分の無力さを味わいました。そして、この苦しみは時間と共に消えるものでもあ りません。生きているうち続くでしょう。どうか多くの人たちが犯罪被害者、遺族のことを理解し、 支援の必要性を一人一人想ってください。自分自身のように考えてください。

今日この会場の中の、一人でもいいです。その一人が、今日眠る前、帰る時でも、1分でも30 秒でも 10 秒でもいいです。私の話を少しでも考えてくれれば、この東京に来た甲斐があると思っ ています。

話を聞いてくださり、誠にありがとうございました。

※本講演録は、令和5年度犯罪被害者週間中央イベントにおける基調講演の概要をまとめたもの。